

1 申込資格

- (1) 学校教育法で定める大学・短期大学・専修学校専門課程に現在、在学中である。  
通信制を含みます。  
 ※ サポート校や大学院に在学中の方、就職後に大学・専修学校等へ進学された方、大学・専修学校等を卒業後、他の学校へ再入学された方は対象外です。
- (2) 経済的理由により就学が困難である。
- (3) 貸付を開始する日の1年前から、引き続き大田区内に居住している保護者等から扶養されている。

2 選考基準の目安

(1) 所得基準

下表を目安に、世帯所得（令和5年分総所得金額）で選考します。  
 （下表はあくまで概算です。世帯構成等の事情により増減しますのでお問い合わせください。）

世帯人員	大学・短期大学・専修専門課程	
	所得金額	（給与収入での目安）
2人	4,963,416 円	（6,737,129 円）
3人	5,852,160 円	（7,724,623 円）
4人	6,536,856 円	（8,485,396 円）
5人	7,156,032 円	（9,106,032 円）
6人	8,001,168 円	（9,951,168 円）
1人増加	918,024 円	



(2) 成績基準

学校区分	学業成績
大学・短期大学・専修学校専門課程	5段階評価で概ね平均3.0以上

- ※平均成績の求め方は、以下のとおりです。
- ・1年生の場合・・・卒業校の1年～3年までの全成績の平均
  - ・2年生以上の場合・・・在学校の前学年までの全成績の平均

申込者多数の際には、選考基準を満たしている場合でも採用されないことがあります。

3 募集人員 大学・短期大学・専修学校専門課程 30名程度

4 連帯保証人について

- 奨学金を貸し付けるに当たり、奨学生とともに返還義務を負う連帯保証人が1名必要です。  
 連帯保証人の要件は、安定した収入があり、十分な返済能力のある方です。  
 条件を満たしている場合、申込者の父母等も連帯保証人になることができます。  
 ※ すでに大田区奨学金の連帯保証人になっている方は、返還が滞っている場合、連帯保証人にはなれませんのでご注意ください。  
 ※ 住民税未申告や滞納のある方は、連帯保証人にはなれません。  
 ※ 返還期間は20年間の長期に渡ります。返還が完了するまで奨学生とともに返還義務を負っていただきます。

5 申込時必要書類 ※ご提出いただいた申込書・必要書類は返却できません。

①	申込書	大田区奨学金貸付申込書（大田区所定の様式） ※記入例を参考に記入してください。
②	推薦状	大田区貸付奨学生推薦状（大田区所定の様式） ※ <u>在学校</u> で証明をもらってください。 ※奨学生を決定する審議に影響はございません。概評欄は簡略な記載でも結構です。
③	成績証明書 または 調査書	成績証明書（学校独自の様式） ※1年生の場合：卒業校の1年～3年の全成績が記載されているもの ※2年生以上の場合：在学校の前学年までの全成績が記載されているもの
④	住民票	<u>本籍・続柄が記載されている世帯全員のもの</u> ※本籍・続柄に、 <u>省略</u> と印字されているものは不可 ※外国人の方は、続柄、国籍・地域、在留資格・期間等に関することが省略されていないもの <u>発行日が3か月以内のもの</u>
⑤	所得を 証明する書類	お勤めの方・・・令和5年分 源泉徴収票 自営業の方・・・令和5年分 確定申告書の写し（全部） ※住民票と一緒に扶養家族になっていない方は、すべて必要です。 ※生活保護受給者の方は、生活保護受給証明書を併せて提出してください。 ◎ <u>住民税未申告や滞納のある方は、申告または、納付後にお申し込みください。</u>
⑥	連帯保証人の 住民票	<u>本籍・続柄が記載されているもの</u> ※本籍・続柄に、 <u>省略</u> と印字されているものは不可 <u>発行日が3か月以内のもの</u> ④の住民票の中に、連帯保証人がいる場合は不要。
⑦	連帯保証人の 所得を 証明する書類	お勤めの方・・・令和5年分 源泉徴収票 自営業の方・・・令和5年分 確定申告書の写し（全部） ◎ <u>住民税未申告や滞納のある方は、連帯保証人にはなれません。</u> ◎ <u>連帯保証人の要件については、前記4を参照してください。</u> ⑤の所得を証明する書類の中に、連帯保証人がいる場合は不要。

※マイナンバーの記載がないものをご用意ください。  
（マイナンバーの記載がある場合には、読み取れないように塗りつぶしてください）

6 募集期間（申込書等配布 及び 申込受付期間）

令和6年4月22日（月）～ 6月7日（金）（消印有効）（土日・祝日を除く）  
 窓口開設時間 8:30から17:00まで  
 昼休み（12時から13時）は、お待ちいただく場合があります。

7 申込先 大田区福祉部福祉管理課 援護係（区役所8階 24番窓口）  
 〒144-8621 大田区蒲田5-13-14

電話 03-5744-1245（直通）

## 8 貸付額

月額（無利子）

大学・短期大学・専修学校専門課程	（国公立）	35,000円 以内
	（私立）	44,000円 以内

## 9 初回貸付金の振込みまでの流れ

- ・令和6年7月上旬 大田区奨学金審議会で審査の上、奨学生候補者決定
- ・令和6年7月中旬 審議会での審査結果郵送（全員）

### ◎奨学生に決定した場合

- ・令和6年7月中旬 奨学金貸付申請書、支払金口座振替依頼書等の提出
- ・令和6年7月下旬 返還誓約書兼連帯保証書等の提出
- ・令和6年8月下旬 初回の奨学金振込（4月から9月までの6か月分）

## 10 貸付期間・貸付方法

- ・令和6年4月から正規の修業年限まで貸付けをいたします。  
ただし、留年、退学、または保護者の方が区外転出の場合は貸付停止となります。
- ・貸付方法は、借受人（奨学生）名義の銀行口座に年4回、3か月分ずつ振り込みます。  
（振込時期：4月末・7月末・10月末・1月末）
- ・病気等で休学となった場合は、その期間中、貸し付けを一時停止します。
- ・次年度からの振込は、毎学年初め、新学年に進級したことを在学証明書で確認した後になります（別途、手続きが必要です）。在学証明書等を提出しない場合、貸付を停止する場合がございます。

## 11 返還方法

- ・卒業後、1年間の据置期間を経て返還が開始されます。ただし、卒業以外で貸付停止の場合、据置期間は半年間となります。返還の際に、在学中などの理由による返還猶予制度があります。（別途、手続きが必要）
- ・返還方法は、年1回払い、年2回払いまたは毎月払いで、原則口座振替にて20年以内に返還していただきます。

## 12 返還を延滞した場合

- ・貸付金は無利子ですが、20年以内に返還できない場合、返還未済額に対して年10.95%の延滞金が発生します。
- ・滞納者については、奨学生、連帯保証人に対し電話や文書による督促を行います。  
督促にもかかわらず、誠意が見られない場合には民事訴訟法に基づく法的措置をとることがあります。

## 13 その他

- ・借受人（奨学生）及び連帯保証人の住所・氏などに異動があった場合、身上異動届の提出が必要となります。
- ・領収証書は、返還が終了し、奨学金返還誓約書兼連帯保証書が返還されるまで大切に保管しておいてください。

# 大田区奨学金貸付のご案内

## （令和6年度 在学生募集）

募集期間（申込書等配布 及び 申込受付期間）

令和6年4月22日（月）～ 6月7日（金）

（土日・祝日を除く）

窓口開設時間 8時30分～17時00分

昼休み（12時から13時）は、お待ちいただく場合があります。

大田区奨学金制度は奨学生への貸付制度です。

将来、奨学生に返還の義務が生じます。



大田区福祉部 福祉管理課 援護係  
（区役所8階 24番）

〒144-8621 大田区蒲田5-13-14  
電話 03-5744-1245（直通）

令和6年4月発行